農林水産商工常任委員会提出資料

（令和5年9月20日）

項　目　ページ

■　令和５年台風第７号に係る農林水産関係被害について
【農林水産政策課】・・・・・・・・・・　2

■　漁業権の免許について
【漁業調整課】・・・・・・・・・・　3

■　（有）北陽水産のかにかご漁船の衝突事故について
【漁業調整課】・・・・・・・・・・　5

■　ベニズワイガニ漁の解禁について
【境港水産事務所】・・・・・・・・・・　6

■　「食パラダイス鳥取県カーニバル」首都圏メディア発表会について
【食パラダイス推進課】・・・・・・・・・・　7

■　一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【農地・水保全課】・・・・・・・・・・　9

農　林　水　産　部

令和５年台風第７号に係る農林水産関係被害について

令和５年９月２０日
農林水産政策課

台風第７号に係る農林水産関係被害の概況及び復旧に向けた対応について報告します。

１．農林水産関係被害の概況（111 億円）＜９月 15 日　17 時時点＞

区分		被害額（千円）	被害箇所等	被　害　状　況　等
農作物等		139,167	被害面積 63.3ha 被害施設 14 箇所	○果樹　80,840 千円(鳥取市、八頭町などで果実落下及び裂果、土砂埋もれ、樹体損傷等) ○水稲　52,181 千円(鳥取市、八頭町、三朝町などで土砂流入、ほ場崩壊等) ○大豆　1,040 千円(倉吉市、湯梨浜町などで冠水・浸水被害) ○その他　1,806 千円(白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー等) ○施設被害　3,300 千円(パイプハウス、果樹棚など)
農地・土地改良施設		6,667,000	1,974 箇所	
	農地	3,017,000	930 箇所	○鳥取市(40.8 億円)、八頭町(10.4 億円)、若桜町(1.0 億円)、倉吉市(2.2 億円)、三朝町(11.4 億円)ほか※で農地の法面崩壊、農道の路肩崩壊、橋梁流失、水路閉塞、ため池の堤体崩落、頭首工の破損・埋没、揚水機の貯水槽閉塞等 ※岩美町、智頭町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、伯耆町、日南町、日野町
	農道	1,018,500	262 箇所	
	橋梁	340,000	6 箇所	
	水路	1,613,500	714 箇所	
	ため池	10,000	1 箇所	
	頭首工	607,000	58 箇所	
	揚水機	1,000	2 箇所	
	その他	60,000	1 箇所	
林道・林業専用道及び作業道		4,301,320	165 路線	
	林道	4,176,427	97 路線	○鳥取市(30.8 億円)、八頭町(1.5 億円)、倉吉市(1.4 億円)、三朝町(8.5 億円)ほか※で路肩崩壊等 ※岩美町、若桜町、智頭町、日南町
	林業専用道及び作業道	124,893	68 路線	
水産		800	1 箇所	○八頭町で養魚場の取水パイプ流出
合計		11,108,287		

２．復旧に向けた対応

（１）知事専決（８月 18 日）

関連予算の知事専決を行い、施設園芸ハウス及び果樹棚や樹体が損傷した果樹園の復旧対策や生育中の園芸品目（梨、白ねぎ、大豆等）の病害虫防除、畜舎の消毒、家畜の病気予防の支援、農地・林道等の早期復旧や風評被害を防ぐための対応を実施した。

（２）JA、市、県職員による被災梨園の援農（８月 21 日～25 日）

JA、市、県職員による援農隊が土砂流入、農道崩落等で収穫・出荷が困難になった鳥取市佐治町の梨園の土砂撤去、収穫した梨の運搬等を支援し、梨を出荷することができた。

（３）復旧・復興本部会議（８月 21 日、８月 24 日、８月 31 日）

被災地の迅速な復旧・復興を推進するための本部を設置し、被害の概況、応急復旧の進捗状況、専決予算による支援状況、今後の復旧方針について検討した（本格復旧予算を９月議会に提案）。

＜野中農林水産副大臣への要請＞

（４）国への要望活動（８月 24 日、９月 13 日）

・平井知事が野中農林水産副大臣へ緊急要望を実施した。

【主な要望内容】

・激甚災害の早期指定、災害査定の迅速化及び円滑な実施。
・災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保、さらには積極的な財政支援。
・災害復旧事業査定設計委託等補助金に係る算定率の引き上げ。

（５）本県への被災地視察

・谷防災担当大臣（８月 21 日、鳥取市佐治町）
・野中農林水産副大臣（９月４日、三朝町、鳥取市佐治町、八頭町）

＜野中農林水産副大臣の被災地視察＞

漁業権の免許について

令和５年９月２０日
漁　業　調　整　課

漁業権の存続期間（10 年間又は５年間）の満了に伴い、令和５年９月１日に新たに漁業権を免許しましたので報告します。

１　海面漁業権の概要

（１）第一種共同漁業（存続期間：令和５年９月１日から令和 15 年８月 31 日までの 10 年間）

漁業権者：①鳥取県漁業協同組合　②田後漁業協同組合　③赤碕町漁業協同組合　④米子市漁業協同組合

○第一種共同漁業権は、３地区６魚種について新規に設定し、１地区１魚種について除外した。

○これまでと同様に、各海区に存する漁業協同組合に漁業権を免許した。

○１魚種について漁業時期を変更した。

番号		漁場の位置	漁業の名称（魚種）																		漁業権者
			わかめ	てんぐさ	（いわのり）あまのり	もずく	くろも	あかもく	（いぎす）えごのり	ひじき	あわび	さざえ	いがい	かき	ばい	こたまがい	にいな	たこ	うに	なまこ	
			漁業時期																		
			2/1-6/30	6/6-8/31	11/1-5/31	2/1-8/31	2/1-6/30	3/1-5/31	7/21-8/31	4/1-6/30	1/1-12/31										
海共第	１号	岩美町～鳥取市福部町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	①②
	２号	鳥取市（福部町、青谷町を除く。）	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	①
	３号	鳥取市青谷町、湯梨浜町、北栄町	○	○	○		◎	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	①
	５号	琴浦町、大山町、米子市淀江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○		○	○	○	○	①③
	６号	米子市（淀江町を除く。）、日吉津村	○	×	○						○	○	○	○	○			○	○	○	④
	８号	境港市									◎	◎	◎	◎	○			○		○	①

※　線を引いた太文字箇所が前漁業権からの変更点（×は除外、◎は新規設定）

（２）第一種区画漁業（存続期間：令和５年９月１日から令和 10 年８月 31 日までの５年間）

○第一種区画漁業権は、１地区において漁業の名称を変更し、１地区について除外した。また、４地区において漁業の時期を変更した。

○漁業の名称を各魚種名から藻類、貝類、魚類に変更した。

	新			旧			漁場の区域	漁業権者	備考
	番号	漁業の名称	漁業の時期	番号	漁業の名称	漁業の時期			
海区第	1、2号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	1、2号	わかめ養殖業	10/21-4/30	東漁港	鳥取県漁協	
	3号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	3号	わかめ養殖業	11/1-4/30	田後港	田後漁協	
	4号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	4号	わかめ養殖業	11/1-3/31	岩戸漁港	鳥取県漁協	
	5、6号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	5、6号	わかめ養殖業	11/1-3/31	船磯漁港	鳥取県漁協	
	7号	貝類垂下式養殖業	周年	7号	いわがき養殖業	周年	船磯漁港	鳥取県漁協	
	－			8号	わかめ養殖業	11/1-3/31	長和瀬漁港	鳥取県漁協	除外
	8号	魚類小割り式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く。）	周年				長和瀬漁港		新規
	9号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	9号	わかめ養殖業	11/1-4/30	泊漁港	鳥取県漁協	
	10、11号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	10、12号	わかめ養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協	
	－			11号	のり養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協	除外
	12号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	13号	わかめ養殖業	10/21-4/30	大山町 平田地先	鳥取県漁協	
	13号	魚類小割り式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く。）	周年	14号	魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ）小割り式養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協	
	14号	貝類垂下式養殖業	周年	15号	いわがき養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協	

※　線を引いた太文字箇所が前漁業権からの変更点

（３）定置漁業（存続期間：令和５年９月１日から令和 10 年８月 31 日までの５年間）

○定置漁業権は、これまで同様に１地区において免許した。

番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の区域	漁業権者	備考
海定第1号	雑魚定置漁業	1/1-12/31	大山町御来屋地先	鳥取県漁業協同組合（御来屋支所）	

２　内水面漁業権の概要

存続期間　令和５年９月１日から令和 15 年８月 31 日までの 10 年間

（湖山池は令和 10 年８月 31 日までの５年間）

○内水面の漁業権は１地区１魚種について除外し、これまでと同様に各漁場に存する漁協に免許した。

○湖山池については、塩分導入により池内の状況が変化しつつあり、池内環境の変化に対応した効果的な増殖方法への見直しや漁業実態の変化にも柔軟に対応する必要があるため５年間の短期免許とした。

番号	種類	漁業の名称	漁場の区域	漁業権者	備考
内共第１号	第五種共同漁業	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	千代川	千代川漁協	
内共第２号	第五種共同漁業	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	天神川	天神川漁協	
内共第３号	第五種共同漁業	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい、うなぎ	日野川	日野川水系漁協	
内共第４号	第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）	湖山池	湖山池漁協	短期免許（5 年）
	第五種共同漁業	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび			
内共第５号	第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）~~、ごかい、~~	東郷池	東郷湖漁協	魚種の見直し
	第五種共同漁業	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、すずき			

※　線を引いた太文字箇所が前漁業権からの変更点

※　「やまめ」には「さくらます」を含む。「あまご」には「さつきます」を含む。

【参考】漁業権免許までの経過

日にち	内容
～R4.11	関係漁業協同組合（支所）への聞取調査
R4.11.24	海区委員会に海面漁業権免許方針を協議
R4.12.5	内水面委員会に内水面漁業権免許方針を協議
R4.12.19	市町村へ海面漁業権免許方針、内水面漁業権免許方針を説明
R5.1.17	海区委員会に鳥取海区漁場計画素案、内水面委員会に鳥取県内水面漁場計画素案を協議
R5.1.4	鳥取海区漁場計画素案、鳥取県内水面漁場計画素案の作成 **（R5.1.20 県議会農林水産商工常任委員会にて報告）**
R5.2.15～R5.3.7	鳥取海区漁場計画案及び鳥取県内水面漁場計画案のパブリックコメントの実施 （対象：利害関係人）
R5.3.8	パブリックコメント結果の公表　**（R5.3.9 県議会農林水産商工常任委員会にて報告）**
R5.3.20	鳥取県内水面漁場計画案を内水面委員会に諮問
R5.3.22	鳥取海区漁場計画案を海区委員会に諮問
R5.4.24	内水面委員会において公聴会を開催、鳥取県内水面漁場計画案について答申
R5.4.25	海区委員会において公聴会を開催、鳥取海区漁場計画案について答申
R5.5.29	鳥取海区漁場計画及び鳥取県内水面漁場計画の公表及び漁業の免許予定日等の公示
R5.6.1～R5.7.5	免許の申請受付（海面）
R5.6.1～R5.7.12	免許の申請受付（内水面）
R5.8.10	免許申請者について海区委員会及び内水面委員会へ諮問、答申
R5.9.1	免許（漁業権の取得）

※海区委員会：鳥取海区漁業調整委員会、内水面委員会：鳥取県内水面漁場管理委員会

（有）北陽水産のかにかご漁船の衝突事故について

令和５年９月２０日
漁　業　調　整　課

令和５年９月 12 日に北海道函館市のいか釣り漁船「松耀丸（しょうようまる）」（169 トン）と境港市の有限会社北陽水産（ほくようすいさん）所有のかにかご漁船「第三十八やよい丸」（122 トン）が衝突し、松耀丸が沈没した事故について報告します。

１　事故の概要

■９月 12 日（火）午後１時半ごろ、新潟県・佐渡島の弾埼灯台（はじきざきとうだい）から約 350 キロ北西の日本海で、北海道函館市のいか釣り漁船「松耀丸」（169 トン／６人乗り）と、境港市昭和町（有）北陽水産（ほくようすいさん）所有のかにかご漁船「第三十八やよい丸」（122 トン／９人乗り）が衝突したと海上保安庁本庁あてに 118 番通報があった。

■第九管区海上保安本部（新潟）によると、松耀丸は左舷側に破孔があり沈没（午後２時 35 分頃）し、松耀丸に乗っていた日本人４人とインドネシア国籍の２人を含む６人は、沈没前に救命筏を使って、第三十八やよい丸に乗り移り、双方の乗組員にけがはなかった。沈没海域には、幅約 100 メートル、長さ約 800 メートルの薄い油の流出が確認された。現場付近の天候は晴れ、南の風２m、風浪 0.5m、視程 10ｋｍと特に荒れた様子はなかった。

■第三十八やよい丸は松耀丸の乗組員を乗船させたまま、海上保安部の巡視船「おき」が伴走警戒しながら 14 日午前１時頃に境港に帰港した。その後、海上保安部による調査が行われているが、事故原因については、明らかにされていない。

２　船舶の情報

松耀丸（しょうようまる）	第三十八やよい丸
乗組員数：６名 総トン数：169 トン 船　籍　港：北海道函館市 燃　料　油：Ａ重油約 70 キロリットル	乗組員数：９名 総トン数：122 トン 船　籍　港：鳥取県境港市

３　第三十八やよい丸の損傷状況

第三十八やよい丸には、船前方のバルバス・バウ（喫水線の船首に設けた球状の突起）に損傷が確認された。